

議案第 6 4 号

交野市税条例の一部を改正する条例について

交野市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 9 月 2 日 提出

交野市長 山 本 景

提案理由 都市計画税の課税対象区域の見直しを行いたいため。

交野市税条例の一部を改正する条例案

交野市税条例の一部を改正する条例

交野市税条例（平成15年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第131条第1項中「同法第7条第1項に規定する市街化区域内」を「次の各号に掲げる区域」に改め、同条第1項の次に次の3号を加える。

- (1) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域
- (2) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域内において同法第34条第10号に掲げる開発行為に係る同法第35条第1項の許可のあった区域
- (3) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域内において同法第34条第10号に掲げる開発行為に係る土地区画整理法に規定する事業計画の認可又は決定のあった区域

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（都市計画税に関する経過措置）

第2条 改正後の第131条第1項の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。